

陳 情 第 4 号	平成30年8月21日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書の提出に関する要望書
陳 情 要 旨	
<p>(要望の要旨)</p> <p>2017年7月7日、国連で「核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）」が122カ国の賛成で採択されました。この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・使用だけでなく核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なもので、核兵器保有国にも条約に参加する道をつくっています。さらに同年12月には、この活動を被爆者と共に推進してきたICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が、その活動を評価されノーベル平和賞を受賞しました。このことは、長年にわたり二度と核兵器の惨禍が繰り返されることのないように、核兵器の廃絶を願ってきたヒロシマ・ナガサキの被爆者の悲願が大きく1歩踏み出されたものであり、被爆者はこの条約の早期発効を強く望んでいます。</p> <p>また、国内で1,729都市が加盟し、世界では162カ国・地域、7,417都市が加盟している平和首長会議は、2017年8月10日第9回平和首長会議総会において「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を行い、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める決議をしました。</p> <p>つきましては、貴議会におかれましても、広島・長崎の被爆者の切なる願いと平和首長会議からの呼びかけに応え、政府及び国会に対して、核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書を提出して頂きますようお願いいたします。</p> <p>(要望の理由)</p> <p>国連総会で初めて「核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）」が、2017年7月7日、122カ国の賛成で採択されました。長年にわたり二度と核兵器の惨禍が繰り返されることのないように、核兵器の廃絶を願ってきたヒロシマ・ナガサキの被爆者の悲願が国際社会でようやく受け入れられたものであり、被爆者はこの条約の早期発効を強く望んでいます。</p> <p>国際条約による非人道的兵器の禁止は、これまでも生物兵器（1975年発効）、化</p>	

学兵器（1997年発効）、対人地雷（1999年発効）、クラスター爆弾（2010年発効）などに広がってきました。核兵器禁止条約の採択は、無類の非人道性を持つ核兵器の禁止から廃絶につながる大きな一歩となるものです。

この条約は、核軍縮と核兵器のない世界の実現こそが最高次元での地球規模の公共利益であると明言した上で、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用、使用の威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。その上で、核保有国の条約への参加の道を規定し、現実的な核兵器完全廃絶への道筋を示しています。

唯一の戦争被爆国であると同時に、ビキニ環礁をはじめ大気圏核実験による被曝被害も経験してきた日本は、核兵器廃絶に向け先頭に立つことが強く求められています。

核兵器禁止条約の採択を受けて、2017年のノーベル平和賞に核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が選ばれました。ICANと連携する団体の1つである平和首長会議（世界163カ国・地域、7,542都市）は、2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針「2020ビジョン」に基づいて、条約への参加を全加盟都市から自国の政府に働きかけることを呼びかけています。また、すべての国に核兵器禁止条約の締結を求める「ヒバクシャ国際署名」に対して、日本国内の都道府県・市町村の半数を超える首長、1,013人もの首長が賛同しています。

以上のことから、貴議会が政府及び国会に対して、核兵器禁止条約の署名・締結を求める意見書を提出するよう要請いたします。